

令和元年度第2回消費生活審議会会議録

- 開催日時： 令和2年1月27日（月）午前10時～12時
開催場所： 上杉分庁舎2階第3会議室
出席委員： 佐々木伯朗会長、吉永一行副会長、齋藤浩美委員、佐藤広行委員、
佐藤靖祥委員、高橋玲子委員、高山真里子委員、中島絢委員、
鳩原淳子委員、渡辺淳子委員
情報提供者： 仙台市立鶴谷小学校 鳩原淳子校長、仙台市立八乙女中学校 佐藤修子
校長
市民局： 本郷市民局次長、石澤生活安全安心部長、内海消費生活センター所長、
柴田消費生活係長、植木相談啓発係長、熊田主査、錦戸主任、坂井主事

議題（1）会長・副会長の選出について

（司 会）議題（1）会長・副会長の選出を行います。こちらは暫定で内海消費生活センター所長が進行を務めさせていただきます。

（センター）よろしくお願ひします。仙台市消費生活条例施行規則第28条第1項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選により定めなければなりません。まず会長でございますけれども、いかがいたしましょうか。

（高橋委員）会長は、ぜひ、佐々木委員にお願いしたいと思ひます。

（センター）ただいま高橋委員から、「会長に佐々木委員」というご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、会長を佐々木委員にお願いすることに決定いたしました。次に、副会長ですが、いかがでしょうか。

（佐々木会長）吉永委員にお願いできますでしょうか。

（センター）副会長に吉永委員というご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは副会長は吉永委員に決定いたしました。これをもちまして会長・副会長の選出は終了とし、司会にお返しします。

（司 会）佐々木会長、吉永副会長お席の移動をお願いいたします。

（会長、副会長座席の移動）

改めまして佐々木会長、吉永副会長に一言ずつご挨拶をいただきます。

（佐々木会長）消費生活というのは非常に複雑になっておりまして、財政との関係でいいますと、消費税と同じように、キャッシュレスも増えてまいりまして、複雑になっておりますので、どのようにしたら皆さんの消費生活がうまく回るかというのが大きな問題となっております。微力ではございますけれども、皆さまのお力添えをいただきながら務めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

（吉永副会長）経験はまだ浅いのですが、会長をサポートして審議会の進行に貢献して

参りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

議題（２）会議及び会議録の公開の取扱いについて

（佐々木会長） それでは、議題（２）「会議及び会議録の公開について」、事務局からご説明をお願いいたします。

（センター） 会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定により、公開・非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報を扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、本日はこれに該当しませんので公開となります。なお、会議録を作成して、市政情報センター及びホームページにおいて閲覧に供しますことを申し添えます。

（佐々木会長） それでは、本日の審議会は公開とすることによろしいでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、本日の審議会は公開といたします。

議題（３）会議録署名委員について

（佐々木会長） 続きまして、議題（３）「会議録署名委員について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

（センター） 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度、委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指名する制度等を採用することになっておりますことから、会長のほか本日ご出席の委員の皆さまの中から会議録署名委員を 1 名決めていただくものでございます。

（佐々木会長） では、本日の出席委員の中から署名委員を決めなくてはならないということですので、どなたかいらっしゃいますか。

いらっしゃらなければ、名簿順としたいと思いますがいかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは今回は齋藤委員をお願いいたします。

議題（４）「仙台市消費者行政の概要について」

（佐々木会長） 次に、議題（４）「仙台市消費者行政の概要」について、消費生活センターより説明をお願いいたします。

（センター） 消費者行政の概要についてご説明いたします。「仙台市消費者行政の概要」47 ページをお開きください。初めに仙台市消費生活条例と本審議会の役割についてでございます。条例前文の最後の段落をご覧ください。本市におきましては、消費者の利益の擁護を図りながら、消費者の自立を支援していくとともに、事業者と消費者との協力により、消費者の権利の確立を目指し、消費生活の一層の安定と向上を図るため、平成 16 年に仙台市消費生活条例を制定いたしました。本審議会は、50 ページの当条例第 34 条に基づき設置されました附属機関でございます。また、

平成 24 年に制定された「消費者教育の推進に関する法律」で設置に努めることとされた「消費者教育推進地域協議会」の役割も、平成 26 年から当審議会に併せて担っていただいております。今後も、事業展開に関するご提言などを頂戴するとともに、消費者教育の推進につきましてもご意見をいただきたいと考えております。

次に基本計画についてでございます。これは、47 ページの条例第 6 条に基づき、本市の消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「仙台市消費生活基本計画」を策定し、施策の実施にあたっております。平成 18 年に最初の計画を策定いたしまして、現在の計画はお手元に冊子がございますが、平成 28 年度～令和 2 年度を計画期間とする 3 期目の計画でございます。令和 3 年度より新たな計画を推進することになります。次年度は新たな計画策定に取り組む年となります。後ほど、計画策定のスケジュールをご説明いたしますが、この審議会におきまして十分にご議論いただきながら策定してまいりたいと考えております。

それでは、現計画の概要について、資料 1 をご覧いただきながら説明させていただきます。

「1 策定の趣旨」でございますが、高齢化の進展や IT の急速な普及による取引のグローバル化・ボーダレス化などに伴う消費者被害の多様化、複雑化、「消費者教育の推進に関する法律」の施行などを踏まえ、消費者が安全に安心して暮らせる社会、消費者市民社会を目指す計画とし、また「消費者教育推進計画」を含んだ計画としております。

「2 計画の構成」ですが、条例に加え、市の上位計画である「仙台市総合計画 2020」の理念を踏まえて策定した計画でございます。網掛けをした部分が消費者教育推進計画を兼ねる部分となっております。

「3 計画のポイント」(1)でございます。第 2 章では消費者トラブルの傾向や消費生活相談の状況について、第 3 章では「消費者市民社会」の概念について及び「消費者市民社会」を目指すための消費者教育を様々な主体との連携により推進していくこととしております。

「4 計画のポイント」(2)をご覧ください。ここでは、計画推進のための具体的施策を重要課題ごとに記載しております。一口に消費者問題と申しましても契約トラブルや悪質商法などの被害の防止、救済、あるいは環境問題、生産や流通、福祉、情報リテラシー、そして生涯にわたる教育、学習といったように非常に間口が広く、関係してくる方々も多様でございます。次期計画におきましては、現計画をベースとしながらも、今日的課題を踏まえながら策定してまいりたいと考えております。再び「仙台市消費者行政の概要」にお戻りください。1 ページをご覧ください。ここでは消費生活センターが所管する業務を 4 つの体系に分けて説明しております。1 つ目が「消費者行政の企画・調整」となっておりまして、計画の進捗管理や本審議会の運営などがございます。2 つ目

が「安全・安心な消費生活基盤の確保」でございます。商品表示に関する調査・指導、各種メーターの検定有効期間の確認、販売されている食品の量目、重さが正しく表示されているかどうかを検査する立ち入り検査などがございます。3つ目が「消費者被害の救済と防止」でございます。資格を有した専門の消費生活相談員を配置した相談窓口を設置し、当センターでは13名配置しておりますが、消費者トラブルの相談を受け、解決に向けた事業者とのあっせんなどの支援や、消費者被害防止に向け、様々な関係機関との連携を図っております。4つ目が「消費者教育・啓発の推進」でございます。消費者教育の充実・強化が求められているほか、省エネや食品ロスなど環境に配慮した行動の推進が求められているところでございます。

5ページ以降に具体的取組みについて掲載しておりますが、時間の都合上説明は割愛させていただきます。後ほどご覧いただき、ご不明な点等ございましたら消費生活センターまでお問合せいただければと考えております。

なお、概要の3ページをご覧ください。「(3)仙台市消費生活センター概要」にあります、相談時間と休館日ですが、平日・日中の体制を強化することを目的に、本年4月より変更になる予定です。具体的には、新たに日曜・祝日を休館とし、相談時間を月曜から金曜までは9:00～17:00（受付は16:30）まで、土曜日は9:00～16:00までとなります。今後正式決定の後に、周知してまいりたいと考えております。

最後に、事前に高橋委員よりご質問・ご要望をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

議題4に関連するものとしまして、1つは、成年年齢引き下げ時には、また新たな悪質商法も出てくると考えられるため、低学年から消費者教育を行う事で善悪の判断ができるよう、学校での消費者教育強化を更に要望いたします。もう1つは、出前講座の要望と、センターの体制について、アンケートに応えた半数以上の高齢者がセンターの存在を知らないことが明確になった。早急に手立てを講じないと、更に被害が拡大すると懸念されます。高齢者にセンター（業務内容も含め）を知っていただくには、民生委員や地域の町内会等への出前講座などで更に周知することが必要ではないかと考えます。その為の手立てとして、仙台市消費生活センターは、二十数年前から土・日曜も相談を受けているが、相談の形態等も20年前とは変化しています。また、県センターも同様に土・日もやっていることから、行政間で協力をしていくことで、平日の相談員層を厚く（相談員全員が出前講座の講師をやる）することが出来、出前講座等も更に可能になるのではないかと考えます。センターの受付や、働き方改革も含めた相談員体制も含め、今後のセンターの方針をお聞かせいただけますでしょうか、というご質問です。

こちらについて、先ほどご説明いたしましたとおり、4月より日曜・祝

日を休館とすることから、平日に相談員を手厚く配置できるようになるため、地域の町内会や高齢者施設等への出前講座や学校への出前講座などの機会を増やし、成年年齢引き下げの問題も含めまして、より啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

もう1点でございます。仙台市で行っている「仙台市消費者の安全を守る連絡協議会」等と連携し、消費者被害の未然防止対策を検討しては如何でしょうか。

こちらについては、高齢者や障害者など消費生活上特に配慮を必要とする方々の消費者被害防止を目的として設置する「消費者の安全を守る連絡協議会」では、高齢者や障害者の見守りについて、関係する団体との意見交換や、連携して学習会を開催するなどの取り組みを行っております。本市においては、消費生活審議会と「消費者の安全を守る連絡協議会」は個別に開催しており、同時に開催して直接連携を図ることは難しいため、審議会でもいただいたご意見を「消費者の安全を守る連絡協議会」に情報共有を行うなど、事務局が連携の役割を果たしてまいりたいと考えております。

(佐々木会長) ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、何か質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議題(5)「消費生活基本調査の結果報告について」

(佐々木会長) それでは議題(5)「消費生活基本調査の結果報告」につきまして、消費生活センターよりご説明願います。

(センター) 今般、計画の改定に向けまして、消費者、事業者、それから学校にアンケート調査を行いました。初めに昨年9月に実施した市民及び事業所調査の結果についてご説明いたします。調査の概要から説明させていただきますので、お手元の資料2-1「消費生活に関する調査、消費者・顧客対応に関する調査報告書」の3ページをご覧ください。まず調査の目的でございますが、この調査は、仙台市民の日頃の消費生活の現状や考え方及び、事業者の消費者対応の現状や考え方等について把握し、次期消費生活基本計画策定の参考とするとともに、今後の消費者行政に反映させることを目的として実施したものでございます。

質問事項につきましては、市民対象の調査では、「くらしの中で特に大きな問題と感ずること」を導入として、「商品購入の際のトラブル経験やその対処方法」の他、今回、「消費者市民社会の認知度」、「注意喚起情報を得やすい情報媒体」、「消費者ホットライン「188(いやや)」の認知度」に関する質問を加えました。事業者対象の調査では、重視している取り組みや、消費者からの意見や苦情、問い合わせの状況やそれに対する対応状況などの質問に、今回、消費者市民社会の認知度、消費者の特性に配慮した取り組みに関する質問を加えました。

4 ページをご覧ください。対象につきまして、市民調査は、令和元年 8 月 1 日現在の住民基本台帳から、年代ごとの人口に応じた数を合計で 5,000 人を無作為に抽出しました。事業所調査は、総務省の事業所母集団データベースより産業大分類ごとの業種別に 1,500 件を抽出しました。いずれも無記名式の質問用紙を郵送し、回収する方法で行い、回収状況は、市民調査が 1,683 件で回収率 33.7%、事業所調査が 422 件で回収率 28.1%でございました。

それでは、市民調査の結果で、特徴が見られた事項についてご説明します。21 ページをご覧ください。回答者の属性につきましては、男性が 41.1%、女性が 57.0%と女性の回答率が高くなっています。年代別では、60 歳代、70 歳以上の回答率が高くなっています。

次に 33 ページをご覧ください。商品購入の際のトラブルの相談先は、「事業者」が最も多く、続いて「家族・親族」、「友人・知人」、「消費生活センター」となっています。35 ページをご覧くださいいただきたいのですが、これを年代別にみますと、若い年代は「家族・親族」、「友人、知人」と身近な人に相談する傾向が見られ、高い年代では、「事業者」、「消費生活センター」が多くなる傾向がみられます。

次に、52 ページをご覧ください。「消費者市民社会」の認知度についてでございます。「内容まで知っている」が 2.2%となっています。平成 27 年度の内閣府の世論調査での認知度が 3%ですので、今回はそれを下回るものでした。一方、普段の生活で心掛けている取り組みについて、53 ページをご覧くださいいただきたいのですが、「かなり心掛けている」及び「ある程度心掛けている」の合計では、13 項目中、12 項目で 50%以上となっています。つまり「消費者市民社会」に寄与する行動を心掛けているにも関わらず、「消費者市民社会」という言葉が未だ認知されていないという結果となっています。持続可能な社会の形成に向け、周知や広報の手法について更に検討が必要だと考えております。

次に 59 ページをご覧ください。消費者教育や啓発の参加・経験の機会について、「消費者教育・啓発に参加もしくは経験したことがない」が最も多くなっています。参加経験については、「小・中・高等学校の授業等」が最も多く、「消費生活に関するパンフレット等を読んだ」、「職場での講習会・勉強会等」が続いています。60 ページをご覧くださいいただきたいのですが、下段にあります、消費者教育の参加経験のない世代については、40 歳代、50 歳代が多くなっています。この世代への消費者教育の機会の提供についても検討が必要と考えます。

次に 65 ページをご覧ください。消費生活センターの認知度について、「名前も業務内容も知っている」の利用ありと利用なしの合計が 35.6%となっております。

また、67 ページをご覧くださいいただきたいのですが、消費者ホットライン「188」の認知度について、「知っている」の利用ありとなしの合計が 15.5%と

なっております。消費者庁の平成30年度消費者意識基本調査で、名前・番号・内容を知っていたのは6.0%で、質問の仕方が異なるため、一概には言えませんが、比較的認知度が高いと考えられます。この2点についても周知や広報の手法について更に検討が必要だと考えております。次に71ページをご覧ください。消費者トラブルを防ぐために大切だと考える取り組みについて、前回調査と同様に「家庭内での教育やコミュニケーション」が最も高くなっています。基本的に、消費生活の場は各家庭にありますので、関係機関や団体のご協力もいただきながら家庭に情報を発信することが重要であるということを改めて認識したところです。

次に77ページをご覧ください。消費生活センターや消費者行政に対する期待度について、「非常に期待」と「どちらかという期待」を合わせると、「⑩不適正・悪質な事業者に対する監視や指導強化」が最も高くなっています。また、「非常に期待」と「どちらかという期待」を合わせると、11項目中、9項目で70%を超えています。以上が市民調査の結果でございます。

続きまして、事業所向けの調査についてご説明します。95ページをご覧ください。事業所からみた消費者が購入・利用する際の考慮点について、「非常に考慮する」と「考慮する」を合わせると、「②機能や品質」、「①価格」、「③安全性」で高くなっています。これは、26ページもあわせてご覧いただきたいのですが、消費者が考慮する点と事業者側からみた消費者像が同様の結果となっております。

次に103ページをご覧ください。消費者市民社会の認知度について、「内容まで知っている」は5.2%となっており、先ほどの市民調査では2.2%ですので、それよりは高い結果となっております。

次に105ページをご覧ください。消費生活センターの認知度について、「名称も業務内容も知っている」は22.3%となっており、先ほどの市民調査の結果、「名称も業務内容も知っている」の利用のあり・なしの合計35.6%より低い結果となっております。

次に118ページをご覧ください。消費者の特性に配慮した取り組みについて、高齢者や障害者などに配慮した取り組みを「行っている」が35.5%となっております。121ページをご覧いただきたいのですが、具体的な取り組みの内容については、「店舗内の段差解消、スロープやエレベータの設置、専用駐車スペース確保等の取り組み」が最も多くなっています。

次に124ページをご覧ください。若年者に配慮した取り組みについて、「行っている」が19.2%となっており、取り組み内容については、大学生向けの講義、小学生向けの体験イベントなどとなっております。

次に129ページをご覧ください。行政が重点的に行うべきと考える事項について、「不適正・悪質な事業者に対する監視や指導強化」が最も多くなっています。

続きまして、昨年 10 月に実施した消費者教育に関する調査の結果についてご説明いたします。お手元の資料 2-2「消費者教育に関する調査報告書」の 1 ページをご覧ください。調査対象につきましては、仙台市内の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校全 239 校に調査を行いました。なお、中等教育学校及び特別支援学校については、高等部に回答をいただいています。回収率は、小学校が 64.5%、中学校が 54.2%、高等学校・中等教育学校が 64.9%、特別支援学校が 50.0% でした。

質問事項につきましては、左側の目次の【4】をご覧ください。消費者教育に関する授業内容や教材について、児童・生徒の消費者トラブルについて、消費者教育推進の課題、成年年齢引き下げに向けて児童・生徒が学ぶべきことなどの質問を行いました。

調査結果につきましては、まず 2~3 ページをご覧ください。消費者教育に関する授業内容につきましては、全学校区分で「消費者と販売者の関係」が多くなっています。この他、小学校では、「食育」、「情報モラル教育」など、中学校、高等学校では、「消費者被害の防止」、「契約」など、特別支援学校では、「家計管理」、「製品の安全な使い方と表示」などが多くなっています。

次に 5 ページをご覧ください。消費者教育の教材については、特別支援学校以外は教科書が最も多く、教科書以外では、小学校は、「仙台市の教材、副読本等」、中学校、高等学校、特別支援学校では、「仙台市消費生活センターの情報誌、パンフレット、ホームページ等」が多くなっています。

次に 7 ページをご覧ください。講座等の利用状況について、「利用したことがない」が最も多く、特に中学校での利用実績が低い状況です。講座の実施内容の感想については、10 ページのとおり、満足度の高いものとなっております。11 ページの実施しなかった理由については、「講座に関する情報がなく、よくわからなかった」、「授業決定から実施までの期間が短く手続等の時間がなかった」が多くなっています。

次に 13 ページをご覧ください。児童・生徒の消費者トラブルの遭遇について、「ある」と回答した学校の具体的な内容は、オンラインゲームの課金による高額請求、有料サイトの請求、インターネットでの購入トラブルなどとなっております。

次に 14 ページをご覧ください。消費者教育推進の課題について、小学校では、「他の優先課題があり取り組む時間がない」、中学校、高等学校、特別支援学校では、「内容が多岐にわたり学校だけでの対応が困難」が最も多くなっています。

次に 18 ページをご覧ください。教職員向けに必要な情報や知識について、小学校、中学校では、「携帯電話・スマートフォン・インターネットによるトラブルについて」、高等学校では、「消費者市民社会の構築に

ついて」、特別支援学校では、「契約について」が最も多くなっています。また、「クレジットカードや多様な決済の仕組みについて」も全学区区分で高くなっています。

次に 24 ページをご覧ください。消費者教育教材の使用状況について、ウェブ教材「伊達学園」の認知度については 30～40%台となっております。25 ページの学校での使用状況は特別支援学校を除くと 20%台となっております。

次に 26 ページをご覧ください。その他の教材の認知度について、ウェブ教材「伊達学園」内の「授業でござる」は 30%弱、小・中学校の紙媒体の教材は約 85%ですが、高等学校の紙媒体の教材は約 46%と低くなっています。16 ページの消費者教育の推進に必要なと思うことで「児童・生徒向けの教材の作成・配布」が高い結果となっておりますので、教材の内容や提供方法などについて検討が必要だと考えております。

最後になりますが、28 ページをご覧ください。成年年齢引き下げに向けて、児童・生徒が学ぶべきことについて、自由記述での回答となっております。金銭教育、契約、情報教育、消費者被害防止に関するものなど多くのご意見をいただいております。調査結果の概要については以上です。

なお、この結果につきましては、2 月を目途に消費生活センターのホームページ等で公開する予定です。

この議題につきましても、高橋委員より事前の質問をいただいておりますので、ご回答を申し上げたいと思います。市民・事業者アンケート 6(1) 仙台市消費生活センターの認知度についてのご質問です。「消費生活センターを知らない」が 63.3%と、アンケート回答者の 6 割強がセンターを知らないと回答しています。また、6(2) 消費者ホットラインは「知らない」が 8 割強と、とても低い周知数だと思います。特に 60 代以降の高齢者被害が増えているにもかかわらず、その年代の半数以上がセンターの存在や業務内容を知らないという事が、このアンケートで見えてきます。特に被害に遭いやすい高齢者の方々に、センターを知ってもらうには、今後どのような方策をお考えでしょうか。というご質問でございます。

当センターの認知度向上のための取り組みとして、市内の医療機関へポスターの掲出依頼、各区で開催している敬老行事において、リーフレットや啓発グッズの配布を行うことや、町内会研修会に出向き、出前講座を行うなどの取り組みを行ってまいりました。まずは、今後もこうした取り組みを継続していくとともに、さまざまな機会を捉えて啓発を行ってまいりたいと考えております。次年度については、民生委員の会長研修会においてセンターの役割等についてご説明する予定です。以上です。

(佐々木会長) ご説明ありがとうございました。ただいま資料 2-1、2-2 につきまして、ご質問に対する回答も含めて事務局から説明がありました。皆さまか

らご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
(質疑等なし)

議題(6) 次期消費生活基本計画・消費者教育推進計画策定に向けて

(佐々木会長) それでは議題(6)「次期消費生活基本計画・消費者教育推進計画策定に向けて」について、消費生活センターより説明をお願いいたします。

(センター) 資料3-1、3-2についてご説明いたします。

資料3-1についてでございますが、本年度第1回審議に提示し、委員の皆さまのご意見をいただいた際の資料でございます。今後の検討にあたりましては、現行の計画をベースとしつつ、【改正の趣旨】に記しました「SDGs」の理念や次期計画の方向性に記入しました課題について検討を加えてまいりたいと考えております。

資料3-2でございますが、次期計画策定に向けた想定スケジュールでございます。スケジュールをご覧いただきたいのですが、来月には、消費生活基本調査結果を公表したいと考えております。その後、6月には第1回の審議会を開催したいと考えておりまして、そこで、計画の素案について、事務局で検討したものを示し、その場でご議論をいただきます。翌7月に第2回審議会を開催しまして、併せて消費者教育推進地域協議会の開催や、令和元年度の消費生活相談の状況などのご説明をしたいと考えております。次に8月ですが第3回審議会を開催したいと考えております。こちらで計画の中間案を示したいと考えております。そこでご議論をいただき、それを踏まえて、11月頃にパブリックコメントを実施したいと考えておりまして、その結果も踏まえて、令和3年の1月に第4回審議会を開催し、計画の最終案をお示しさせていただいて、3月には新たな計画の策定というスケジュールで考えているところです。

ご覧のとおり大変厳しいスケジュールとなっております。皆さまはさまざまな場でご活躍でございますので、大変心苦しいところではあります。今後の消費者行政の指針となる計画でございます。基本的には事務局でたたき台を作成し、皆さまよりさまざまな観点からご意見をいただき、一緒に作り上げていくというスタンスでおります。お忙しいとは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木会長) ありがとうございます。ただいま、事務局から次期消費生活基本計画・消費者教育推進計画策定の基本的な方向性や策定に向けたスケジュールについての説明でしたが、皆さまから何か質問はございませんでしょうか。

(佐藤(靖)委員) 現計画策定時のスケジュールに合わせていると思うが、計画の素案を作成してから、審議会までの期間というのは当時どのくらいあったのか、つまり今回どのくらいのスパンがありそうなのかというところを確認したいのですが。

- (センター) 基本計画の 38 ページをご覧いただきたいと思いますが、前回の計画改定の 27 年度は、第 2 回審議会が 7 月に行われていますが、こちらで消費生活基本計画の素案を提示させていただいております。それから翌月には中間案、それから審議会での議論等を経まして、12 月には中間案の意見募集、パブリックコメントの結果について審議会でご説明し、3 月に計画を策定しております。この時は 5 回審議会を開催しております、今回は 4 回なのであまり変わらないのですが、今回はこのようなスケジュールで作成しています。
- (佐藤(靖)委員) ごめんなさい。スケジュールリングはこの資料 3-2 でイメージはついたのですが、私の質問は、もう 1 回言いますと、素案が今年 6 月に示されるわけですが、事務局で素案を作成されてから、審議会を開くまでのスパンがどのくらいいただけるのかという見込みを教えてくださいませんかという質問です。
- (センター) 4 月に人事異動等もございますので、それまでにある程度計画の骨格のようなものを議論しなければならないと思っています。どうでしょう、6 月のいつ開催するかにもよりますけれど、早くても 5 月いっぱいまではかかるかとは思っております。
- (佐藤(靖)委員) 審議会で議論するのであれば、早めに、要するにスパンをいただきたいという話で、例えば、1 週間前に出てきましたということだと、私一人で検討するにしても、やはり時間も必要かなと思ったものですから。
- (生活安全安心部長) 素案の方も審議会の前になるべく早く事前送付して、その前からご意見をいただくようにしたいと思います。素案の後の中間案というものも、素案について自由にご議論いただきまして、充分反映した形で、次の中間案という形にも示していきたいと考えております。それから本日資料の 3-1 というところで、前回の審議会でお示しさせていただいて、前回のご議論などを踏まえて、吹き出しの方に、今考えられる方向性を入れさせていただいておりますので、本日ご説明しましたアンケート調査の結果などを踏まえて、課題というのをもう少し詰めて今年度内に素案のたたき台というのを事務局で考えて、早めに素案の案を審議会の前にお示ししたいと考えております。
- (佐藤(靖)委員) ありがとうございます。そうするとこの資料 3-1 の右側の次期計画の吹き出しがでている、こんな感じで元のものから変わっていくというイメージで考えていけばいいということですね。わかりました、ありがとうございます。
- (佐々木会長) その他にございますでしょうか。
- (渡辺委員) 新しい審議会委員もいるということで、前回の次期計画の骨格を資料 3-1 でお示しされているわけですが、この骨格が具体的な政策のところ素案という形で流れていくかと思っておりますので、ぜひ次期計画の骨格について少しご説明いただきたいと思っております。
- (センター) はい、資料 3-1 につきましてご説明したいと思います。まず、改正の趣

旨ですが、現計画に引き続き「消費者教育推進計画」を包含したものにしたいというのが1点目でございます。それからもう一つは、「SDGs」の理念、こちらは現在の計画にはございませんので、その理念を取り込むというのを大前提に考えております。今の計画をある程度ベースにしながら、新たな課題を取り入れていきたいというところでございます。具体的には、次期計画の方向性のところで、吹き出しの、例えば、「成年年齢引き下げに対応した消費者教育」、「エンカル消費の普及・啓発」、「取引の多様化・複雑化への対応」、それから「消費者志向経営の推進」など、前回の計画策定からここ数年でいろいろ課題が出てきております。そういったものをどういうふうに取り込むか、まずは事務局でたたき台を作って、それをベースに皆さんとご議論したいと考えているところでございます。何もなかったところだと議論が拡散してしまいますので、こちらの方でしっかりまとめたいうえで、皆さまのご意見をいただきたいというイメージでおります。

(佐々木会長) いかがでしょうか。他にないようでしたら次の議題に移らせていただきます。

(センター) 今の議題に関しまして、高橋委員からご質問をいただいておりますので、それをご紹介させていただきます。消費生活の現状というところでございますけれど、商品の取引形態が多様化、複雑化し、更に決済方法も複雑・高度化してきています。その苦情を受ける相談員の研修や自己研鑽のための予算を、今後も是非確保していただきたいということでございます。

こちらにつきまして、相談員が日々、消費者からの多種多様な相談に適切に対応するためには、相談員に対する研修は非常に重要だと考えております。昨年7月には「地方消費者行政の更なる充実・強化を図る財源確保の要望書」を、各政令指定都市の消費者行政担当局長の連名で、消費者庁あて提出しております。また、次年度の相談員の研修の予算につきましては、今年度同様に実施できる予算を要求しているところです。非常に大事だということでございます。以上でございます。

(佐藤(靖)委員) これ(現計画)には入っていないのですか。

(センター) 入ってはおりますけれども、更にその中でも重要、消費生活相談員の資質の向上という観点では非常に大事だということでございますので、こちらは我々も全く同じ認識であるということでございます。

議題(7)「学校における消費者教育について」

(佐々木会長) 続きまして議題(7)「学校における消費者教育について」に参ります。事務局より、本日のテーマ及びご出席の方を簡単にご紹介いただきたいと思います。

(センター) 本市の消費生活基本計画の重要課題の一つに「消費者教育・啓発の推進」を掲げており、次の計画においても、引き続き重要課題になると考えら

れます。

ご存じのとおり 2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げとなること
もありまして、若年者の消費者被害の防止・救済というのが、喫緊の課
題となってきたと考えております。また、若者が自主的かつ合理的
に社会の一員として行動する自立した消費者を育成するための消費者
教育がより一層求められてきているということでございます。今回は
「学校における消費者教育」をテーマとさせていただきました。

本日は、本審議会の委員でもある仙台市立鶴谷小学校の鳩原校長先生、
それから、仙台市立八乙女中学校の佐藤修子校長先生をお招きいたしま
した。鳩原先生は、小学校教育研究会家庭科部会の部会長、佐藤先生は
中学校教育研究会技術・家庭科部会の副部会長を務められています。ま
た、お二人は当センターで開催しております、消費者教育連絡会議とい
うものがございますが、そちらにもご出席いただいております。消費者教育
に関する意見交換等も行っております。小学校、中学校における消費者
教育の取組み状況や課題等について、教育現場の貴重なお話を頂戴した
いと考えております。

(佐々木会長) それでは、お二方からまず情報提供をいただき、その後、委員の皆さま
から関連したご意見や、情報提供、ご提言をいただきたいと思ひます。
はじめに仙台市立鶴谷小学校校長の鳩原様より情報提供をお願いします。

(鳩原校長) それでは、改めまして、「学校における消費者教育について」というこ
とでお題を頂戴しましたので、私から小学校現場での実態について、そ
して、佐藤校長先生から中学校現場での実態についてお話させていただ
きたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに仙台市の消費者教育について、概論的なお話になりますが、資料
を準備させていただきました。資料 4-1 をご覧ください。こちらに掲げ
させていただきました仙台市の消費者教育については、杜の都の学校教
育という冊子がございます、こちらに仙台市の教育委員会から本市に
おける消費者教育の指針と指導の重点について示されております。全て
の小中学校がこの杜の都の学校教育に基づいて、それぞれの学校で教育
課程を編成し、教育にあたっているというところがございます。目標に
ついては、消費者教育の対象 4 領域、先ほどからお話がありました内容
ともかぶる部分ではございますが、そういったところからよりよい消費
社会の発展に積極的に関与することができる児童生徒の育成を目指し
ているところがございます。現状と課題につきましても、先ほどからお
話が出ておりますように、大変多様化・複雑化している消費者を取り巻
く環境でございます。そういったところに対応するために、社会の一員
として向上する力、選ぶ力、計画する力、安心と安全を求める力、そし
て、情報を見抜き活用する力、こういった力の育成を目指してそれぞれの
学校において、発達の段階に応じた指導に努めているところござい

ます。主な施策と学校での取り組みというところに書かせていただきましたが、なかなか認知度が低いという厳しいアンケートの結果がございましたが、消費生活センター等から出されている資料ですとか、あるいは先ほどお話にもあった教科書などで実施して授業の充実を図っているところではございます。実際の取り組みとしてどのようなことになっているかということで、資料4-2でございます。消費者に関する教育ということで、学習指導要領に示されているものを資料として準備させていただきました。小学校・中学校におきましては、特に消費者に関する教育について、どういった教科でどういった内容を扱っているかということが総論的に見えるような表になりまして、学習指導要領解説総則編の付録としてついているものでございます。小学校においては、社会科3年生・4年生・5年生において、消費者教育にかかわる部分についての基礎を学ぶということでございます。そして、家庭科で5年生・6年生は消費生活・環境ということについて学びます。それらには、特別の教科として扱われる道徳といったところも関連するであろうということについて表しているものでございます。先ほどもお話させていただいた通り、家庭科について主に勉強させていただいているのですが、特にこちら見ていただきたきまますと、※印のところ、「売買契約の基礎について触れること」、こちらが来年度から全面実施となる新しい学習指導要領で扱われる内容になります。小学校の段階で売買契約について扱うというのは、新しい内容が加わったところでございます。また、次の(2)「環境に配慮した生活」、先ほどの「SDGs」の話とも関わりますが、こちらについても学習指導要領に新しく明示されたところになります。ですから来年度からは、家庭科においては消費者教育、特に小学校においては売買契約、あるいは環境に配慮した生活、こういったところを主として新しく取り組んでいかなければならないというのが課題となっているところでございます。中学校につきましては後ほど佐藤校長先生からお話をさせていただきます。また、これらだけではなく、仙台市の小学校では、仙台子ども体験プラザというところにも参加させていただいております。お配りいただいている、仙台市消費生活基本計画の方にも載せていただいております、25ページになります。ご存じの委員の先生方もいらっしゃるかと思いますが、仙台市としては、小学校5年生もしくは6年生がステューデントシティ、中学生が1年生もしくは2年生でファイナンスパークということで取り組んでおります。こちら仙台駅に近いアエルにある施設でございまして、特に小学生の場合は、各企業の協力をいただいております、ローソンさんですとか、菓匠三全さんですとか、企業のところに学びに行きまして、子どもたちが働く側、そして消費する側、こういったところを学んでいる、経済の仕組み、お金とは何か、仕事とは何かなどを学ぶ機会を設けております。全部で小学生が家庭科5年生で60時間学びます。6年生は50時間学びます。そ

の他に仙台市子ども体験プラザでは、総合的な学習の時間の一部として約 15 時間の時数をかけて学んでいるところでございます。ただ、教科書にある内容、こちらで指定されている内容を勉強していきますと、標準時数というところではいっぱいになってしまいますので、なかなか消費に関する消費者教育の時数的な課題もございまして、なかなか、学校の方では指導が充実していかないというところも課題というところがございます。新しい学習指導要領では、教科等横断的な教育内容ということで、この社会科・家庭科・道徳・総合的な学習の時間、そういったところの関連を図るカリキュラムマネジメントといったところも重視されているところでございますので、この消費者教育というあたりを何とか充実させていきたいと思うところでございます。実際子どもたちは、言葉と申しますか、知識と申しますか、ここで学ぶ前にいろいろな情報は得ております。キャッシュレスの時代になって、子どもたちがこの、小学校 3 年生・4 年生あるいは 5 年生・6 年生で学ぶ前にいろいろな聞きかじりの情報と申しますか、言葉だけが何となく子どもたちに入っている現象があります。そういったところを学習することで、言葉が、実際はそういう意味であるとか、実際そういうことがこういうことにつながっているといったことを授業で明確にしていく、知識として確かなものにしていくといったようなことを日々感じながら、消費者教育ということについて現場で取り組んでいるところでございます。続いて、中学校の立場から佐藤校長先生の方からお話をお願いいたします。

- (佐々木会長) では続いて、仙台市立八乙女中学校校長 佐藤様、お願いいたします。
- (佐藤校長) 佐藤でございます。途中からではございましたが、どうぞよろしくお願い申し上げます。消費者教育につきまして、これまで私自身が担当していた部署の関係から、消費生活センター様には中学校の家庭科の消費者教育の指導について、大変ご協力をいただくというふうな 10 年来お世話になった関係がございまして、このお話があったときに中学校の現場状況をということで本日参加させていただいております。まず、小学校の鳩原先生に続き、中学校の状況も、ご覧いただいております資料 4-2 のところの下段の部分をご参考にしていただきますとおわかりのように、中学校でも教科横断的な連携をとりながら、安定させた指導をという形で、社会科、そして技術・家庭科、そして特別な教科・道徳ということで中心に指導にあたっております。社会科は主に全般、公民の分野、3 年生で主に指導していく前提になっておりますけれど、この中で法律と制度、人権も含めて、権利ということで扱う中での消費者教育、3 年生で公民を扱って、消費者教育に関係する時間、何時間くらいか社会科の担当に聞きますと、約 10 時間前後という形で、特化した制度について触れている状況です。技術・家庭科としての家庭科でございますけれど、専門の方からでございます、1 年生は 35 時間の技術・家庭科、2 年生は 35 時間、そして 3 年生になりますと技術・家庭科あわせて 17、8 時間とい

う形で、大変少ない時間の設定になっております。その中での消費者教育につきまして、新学習指導要領では1/3を消費者教育、消費生活と環境ということでの内容に今回変わっております。それだけ消費者教育について充実させる指導をしなければならないというふうに教育のほうでも意識しているところでございますけれど、家庭科の方は社会と違いまして、知識的なものだけではなく、それを生活とのつながりで今の状況、現状を理解しながら、自分の責任と権利のもとで、どうこの社会を生き抜く力を育てていくかというふうな視点で指導しております。現在中学校の課題につきましてですが、今までの資料でご説明いただいている内容でご理解いただけているかと存じますけれど、中学校の課題、スマートフォン、インターネットを介しての通信販売による支払いについてです。それについて、コンビニを通してもございます、親のクレジットカードを関連させてということで、生徒指導状況の中でもトラブルの原因の一つになっているところもございます。これまで、昔は消費者保護というふうな視点での教育がございましたが、今は自分の責任ということ意識させて、いろいろなものと向かい合う中で、自分自身の判断力というのを見つけさせなければならないというふうに私自身も認識しながら進めているところです。その中で今、技術・家庭科の家庭科の中では知識、社会状況を理解させつつ、情報モラルの視点で技術科とも関連させた指導にあたっているというところもございます。そして、生活とのつながりを大きく私自身が有効に感じているのが、先ほど鳩原先生がお話していただきましたけれど、生活体験を、疑似体験ではございますが、体験を通して消費者としての認識を改めていく、ファイナンスパークの体験活動というのが、大変有効に感じています。以前は1年生・2年生という時数の関係から総合的な学習の時間の中で指導をおいていた学校が多かったわけですが、今は社会のつながりということで、やはり3年生の、特に公民と消費者教育の家庭科を学習した関連をさせたこの体験活動が有効であろうということで、3年生でファイナンスパークをおいている学校が多くなっております。そういったところでお金の大切さ、そしてまた、家族の労働における子育て、教育の苦勞を感じながら、社会の制度を理解しながら、自分はどのように進んでいったらいいかということ認識する学習をとっております。また、消費生活センター様からのご協力を頂戴しているわけですが、消費者市民社会の認知度が2.2%ということで先ほどの状況のご報告がございましたけれど、教科書の中で、この言葉は、社会でも、家庭科でも触れてございます。指導内容にも盛り込まれております。また、消費生活センター様の存在についてということで、今の20代くらいまでの教育の中には、教科書にも、当時仙台の消費生活センター様が、写真でアップされた教科書を使わせていただいた時代もございます。今仙台で使っているものは他県の消費生活センターの写真が盛り込まれている状況ですが、そういった

生活の中でどのような機関が、どのような制度がというところは、特にセンター様から頂戴しています、いろいろな教材が大変有効であるということが、家庭科の研究部会、評価部会の中でも協力いただいているところがございますけれど、理解しながら教材を有効に活用させていただこうとは思っております。ただし、〇〇教育というものが、大変教育の中には多く入り込んでございまして、全てが消費生活センター様からの連携と出前講座等が必要という考えの教員だけではございませんので、いろいろな研究会の中で有効だったというふうな情報を得ながら、自分の学校でもというふうなことで、広くセンター様との連携は、これからもまた広がっていくのかなと私自身感じているところでございます。特に、消費生活センター様が作って頂いているパンフレットは、中学校の1年生から3年生までに使うことができる内容なのですが、特に3年生の教材として、全校生徒に配布していただいております。これは教科書よりも生活のつながりということで、大変参考になり、わかりやすい、指導の上でも、短い時間の中でこれを活用した方が、教科書よりもずっと良かったというような社会科の教員も、それから私自身が家庭科を指導する中で感じているところでございます。まだまだ協議会のなかでは、消費生活センター様にお世話になることがあろうかと思っておりますけれど、消費者教育推進という立場を学校の管理職が意識せよというふうな指導を受けたこともございますので、広く、社会に出ていく前に高校教育も含めて、子どもたち、そして若者世代の指導にあたっていきたいと感じております。以上で現場の説明をさせていただきました。ありがとうございました。

(佐々木会長) ありがとうございます。ただいまの情報提供を受けまして意見交換等を行いたいと思います。まず、各委員の方々から一人ずつ、質問、感想や皆さまからの情報提供など、どのような観点でも結構ですので、ご意見をお願いいたします。お一人1~2分程度でお願いします。それでは、渡辺委員からお願いします。

(渡辺委員) 今先生のお話をお聞きして、それぞれの教科で、消費者教育について様々な学習をしているということがわかりました。その中で課題としては、まだまだ時間が足りないということがありました。これは学校教育では伝えているけれども、伝えきれない部分があるのだという課題を、政策で盛り込んでいくのか、要綱の中でも進めていくのでしょうか、ピンポイントで子どもたちに効率的に伝えていくのが課題ではないかと思いました。アンケートに関して、この後の骨子のところでも出てくるのですが、成年年齢の引き下げに対応した消費者教育ということでは、学校現場の先生方も、最後の自由記述にもありますが、とても多くの意見や要望を出されているというところでは、学校現場では、小学校、中学校で、段階的に違うかもしれないのですが、中学校では予備軍ということで、どのように学校現場では危機意識というか、課題を考えて、18

歳になる前の教育としてどのように考えているのかをお聞きしたいのですが。

(佐藤校長) 課題の方は中学校の方が多く抱えていると思いますので、中学校の方は、先ほど申し上げました、生徒指導上のトラブルにつながる消費者教育の内容が多く感じております。先ほどもお話しましたが、インターネットを介してということで、友だちにネットを通じて、私の分も買ってほしい、僕の分も買ってほしいというのもございまして、こちらはついこの間対応した事案でございます。いろいろな面で危機意識に対する指導、学校で限られた時間の中でということを経率的に進めていく上では、前例的な社会での状況、消費生活センター様から、中学生の中でもこんな相談があるですとか、トラブルの実際ということで県警からの出前講座などもお招きしながら、消費者トラブルの一つということで、中学校では、教科の専門の教員が指導にあたるだけでなく、全体的な今の課題に向き合う意識を子どもたちにも持たせたいということで、外部講師をお招きしての講話が大変有効かなと捉えております。そして基本的な知識事項につきましては、やはり教科書、副読本、教材等を活用しながら、ここだけはこのところを意識させるような指導の展開を工夫しているところでございます。

(佐々木会長) ありがとうございます。続きまして、中島委員お願いいたします。

(中島委員) 全体的な感想から申し上げます。最後の方は学校教育ということに特化していたのですが、消費生活に携わるのは、全世代が携わるので、例えば、認知症高齢者の方も消費者、障害者の方も消費者になるので、福祉という大きい枠組みの中で様々な分野があってそれぞれ縦割りできているとは思いますが、その中で消費生活というのは、各々の分野に組み入れていかななくてはならないのかなということを感じました。それから学校教育の中で、小学校、中学校で授業のコマ数の中で取り入れていくのはこれが限界で、これ以上増やすというのはハード面では無理だということで、前に審議会の中で申し上げたかと思いますが、やはり各機関との連携は必要なのですが、各々の家庭で、どう消費生活というものを教えていくかということが大事で、例えば40代、50代が消費者教育を受けていないという説明があったかと思いますが、私も40代で受けていません。その中でもトラブルなく生きてこられた。たまたまラッキーなだけだったのか、親から指導を受けたのかも明確ではないのですが、今はそういう時代ではなく、すごく複雑化していて、キャッシュレスの問題もさっきありましたけれど、時代が変わってきていますので、流動的に考えていかなければならないのかなと思いました。何度も申し上げましたが、学校で子どもに対して、親としてどう関わっていくか、そこが各々の家庭環境が違う中で、なかなか難しい、こうしようというものでもないでしょうし、子どもに対して言うのもそうですが、親に対してとか、全世代に対して発信していく必要があるのかなと感じ

ていたのですが、すごく難しい問題で、いろいろ勉強していかなければならないなと思いました。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございます。続いて高山委員お願いいたします。

(高山委員) 私も中島委員のように、学校だけではなく家庭の方の教育も必要なのではないかと思います。私も親子の野菜の収穫体験や、料理教室をしていますが、もちろんお子さんもはじめて野菜に触ったりするのですが、親もやはり初めて触ったりする、そういう方がすごく多くて、料理もほとんどしたことがないという親もいらっしゃるの、これを家庭科や学校だけの教育で全てがうまくいくということはないと思うので、ぜひ家庭の教育というのも大事なのではないかと思ったりもしました。時代がものすごく早い変化をしているので、先生方もそれについていくのは、すごく大変なのだと思っております。

(佐々木会長) ありがとうございます。では吉永副会長お願いいたします。

(吉永副会長) 18歳成人というのは民法の改正で導入されたものでございまして、私は民法を代表できるものではないのですが、現場にものすごく負担をかけているというのは、心苦しくは思うところです。ただ、その一方で、18歳成人制が導入されたときに、私が一つ思いましたのは、18歳までに社会で生き抜く力というのを身に付けられないのだとすると、その先、大学では難しいだろうというのがありまして、理屈だけで言えば義務教育は15歳、中学校までであることを考えると、18歳成人が大変だということでは分かったうえで、それに対する対応が必要だということでは分かったうえで、ただ、18歳成人でもやっていけるようにどう教育していくかという観点が大事だろうということを思っていたところです。今日そうした関心を持っていて、お話を伺っていて、先ほどもお話がありましたが、私が子どもの頃には全く受けたこともないような教育というものが行われているということで、それは大変心強く思いました。それから民法の人間からすると、売買契約というのが、小学校で入ったというのは、非常に象徴的だなというふうに感じております。消費者保護ということで、クーリング・オフは知っているけれど、契約をすると守らなければいけないという、そちらが欠けているという学生にはけっこう出会っていたのです。これまで大学ですとか、入ってくる学生でもクーリング・オフは知っていますという感じですが、それが、契約は守るというのが原則なのだ、それに対してトラブルがあった時に保護があるのだという、そういう位置づけになっているというのが意識されたというのが、非常に心強く思いました。それからもう一つ、社会科と家庭科とで融合していくというのが大切だということ伺っていて、おもしろいところだと思いました。私は法学部ですので、社会の仕組みの方は頭にありますので、クーリング・オフも契約も社会科なのだろうと思っていたのですが、一方で社会科というのは、学生に聞いてみますと、知識を暗記する科目という印象を持っているところがあり、たくさんの普段身

近ではない用語がたくさん出てくるので、とにかく覚えるという感じになるようです。それが家庭科という形で、先ほど、生活の実感の中に結び付けていくというお話があって、そういうのと融合していくと非常に意味のある教育になるのかなと心強く思いました。課題がたくさんあるということでしたけれど、ぜひ取り組みを更に進めていただければということを感じた次第です。

(佐々木会長) ありがとうございます。齋藤委員お願いいたします。

(齋藤委員) ゲストスピーカーの校長先生のご報告およびアンケートから、本当に教育現場では厳しいスケジュールを調整しながら、児童生徒の皆さんに懸命にご指導されていることがうかがえて、心から感謝申し上げたいと思いました。アンケートのご意見欄にあった、「家庭に直接やって頂きたい。学校は何でも押し込めばいい」といいうところではない」というお声が大変印象的で、これは先生方からの切実な訴えであり、消費者行政全体に対する重い提言ではないかなというふうに受け止めました。消費生活の基盤は、学校だけではなく、家庭、地域社会にもあるわけで、児童生徒の皆さんが学んだことは、この全体の中で共有され、広がっていかなければ、全く学んだことが生かされていかないのではないかと考えています。「消費者市民社会」というのは本当に立派な言葉だと思うのですが、どうしても硬いイメージがありますし、この言葉から「持続可能な社会」であるとか、「私たちの消費が未来を作っている」というような発想は浮かびにくいのではないのでしょうか。私自身、主婦としていろいろなものを消費して生活していますが、それが未来を変えていったり作っていったりするという、児童生徒の皆さんが教育を受けているようなことをこの言葉から発想するというのは本当に難しいことだと実際に思っております。（「消費者市民社会」については、）この基本計画の11ページの図が大変にわかりやすいです。「消費生活情報の入手先」をアンケートでみると、新聞やテレビ、ウェブサイトなどです。教育の現場でもベースにおいていらっしゃる「消費者市民社会」を市民全体に共有できるものとして発信していくのであれば、このようなイラストや、「さっち」（※仙台市消費生活センターのマスコットキャラクター）を、環境局の「ワケルくん」のように前面に出して、ポスターに掲示したり、マスメディアを有効に活用するなど、機運を高めていくことができないかと考えます。教育現場だけでなく、市民全体、先ほど他の委員がおっしゃいましたが、高齢者も含め、皆さんが消費者であるわけで、「エシカル消費」や、特殊詐欺被害の未然防止など、市民全体で意識の共有を図っていくことからひとつずつ積み上げていくことが大事だと思います。「多様な主体との連携」と何度も計画の中に出ておりますけど、教育現場こそが、事業者や、消費者団体などとの連携が一番求められていると強く感じた次第です。以上でございます。

(佐々木会長) ありがとうございます。佐藤広行委員お願いします。

(佐藤(広)委員) 私はペットショップを経営しております、子どもたちの職場体験等で、子どもたちにいろいろ話をさせていただいております。私からは、グローバル化が進んでいて、ネットで買い物をどんどんするようになって、専門店であまり買い物をしなくなり、ホームセンターなどで、自分で値段だけみて買うという、専門店に来て、尋ねて、自分にとっていいものをきっちり教えてもらって購入するという買い方自体が、今はお子さんはもちろん、お父さんお母さんたちがもうすでにあまり使われなくなってしまったために、専門店自体がどんどん減っているという現状があると思います。ですから、そういう意味では、地産地消とって、地元で買うことの大切さとか、誰から買うという大切さも教育の中にぜひ入れていただいて、人生を豊かに、社会が豊かになるというところが非常に大事なのかなというふうに感じています。また、騙されたりしないためには、実は、お父さんお母さんが会社と家庭だけではなくて、いろんな組織と付き合いしていくというところ、もう一つは、忙しくて大変だと思いますが、自分の趣味のサークルであったり、例えば私だったら商店街に加入するであるとか、そういう形で、いろんな生き方をしている人と付き合うことが、実は自分も騙されないで済みますし、豊かな人生を生きられるということ子どもたちにも伝えてもらいたい、どうしてもネットで買い物をすると、誰とも付き合わなくていいと思いがちですが、実はそこはすごく寂しい人生が待っているということも伝えてもらいたいというふうに思います。それから、商店街などでキャッシュレス化、うちの方でも進めています、大型店はキャッシュレス手数料が1%で、私たちのパーセンテージは3.5~4.5と非常に高いので、この辺も直さないといけないと個人的には思っていて、あとは、現金化がなかなかできません。PayPayはすぐ現金化できますが、他はだいたい15日後とか1か月後となると、生鮮産品をやっているところはすぐ現金化できないので、キャッシュレスにはとても追い付かないというのが現状です。そういうところが政治の方でも変わってもらわないと難しい。それは結果として、専門店が苦しむと消費者に転嫁せざるを得ないので、結果として物価高が起きてしまうという悪循環を起こしてしまう。逆に大手は安い金利で支払が入ってくるので、大手はどんどんどんどん大きくなっていきます。小さいところがどんどんなくなっていき、新しい芽がどんどん摘まれてしまえば、時代の流れをキャッチしていい方に進もうとしている芽が全部そがれてしまうと、社会全体があまり生活しやすいような社会にならないのではないかな、小さなお店が豊かに生活できるような社会の仕組みづくりをやっていかななくてはいけないのかな、ふるさとづくりにも派生してくる問題ではないかな、ぜひ子どもたちにも、例えば近くにいる友だちのお母さんの店で買い物する、そういうところが、実は同じ買い物をするのでも、誰から買うのかというのも大事なのだというのをぜひ伝えてもらおうと、ふるさとづくりもできて、人間的にも充実し

たアイデンティティを持った大人になってくれるのではないかというふうに思っています。ありがとうございました。

(佐々木会長) ありがとうございました。それでは、佐藤靖祥委員お願いいたします。

(佐藤(靖)委員) 今の佐藤委員のキャッシュレス決裁のそのすぐお金になるものだと思っていたのですが、そうではないという話に非常に興味を持ちました。関係なくて申し訳ありません。

学校教育についてですが、これは大変だと思います。要するに学校で教わったということで全て済む話ではなく、たぶん実体験を伴っていないとなかなか理解できない、実際に私が相談で経験した案件で、悪質商法でもないのですが、通信販売でいろいろ買いすぎて困ったという若い子の相談を受けた時に、学校で、弁護士会等で消費者教育の講師派遣をしているが、聞いたことないか尋ねたら、確かにそういう授業ありました。では、何の理由もなくちょっと買ってしまって、やっぱりいらぬということが通用しないことくらいは何となくわかっていたらと尋ねると、そういう話と連動しているものだと思っていませんでしたと、要するに物を返したのでそれでいいだろうというふうに思っていたのです。それが積もり積もっていっぱいになりましたという人もいて、やはりなかなか学校教育で、確かにこの資料 4-2 を見せていただくと、非常にいろいろと施策があり、いろいろ授業がありますが、これだけでは足りないのではないかなと、やはりもうちょっと大きくなって、実際自分が取引の社会に巻き込まれて、例えばネットで買い物する、お店で買い物をする、こういう機会が増えてきて、いろんなトラブルに見舞われて初めて、実体験を伴ったものになると思うので、そこをどうやっていくかというのはなかなか難しい。基礎知識をとにかく植え付けるというのが学校教育で必要な話になり、実体験を伴ったものとしてくのはなかなか大変なのかなというふうには個人的には思っているところです。以上です。

(佐々木会長) ありがとうございました。では、高橋委員お願いいたします。

(高橋委員) 最後になりましたので、1点だけ、先ほど先生の方から、県警との出前講座を有効に活用されているとお話がありました。私が東京におりました時、消費生活センターの相談員をしておりまして、警察の方と一緒に出前講座に行ったことがあります。中学 1~3 年生までの全校生徒が集まって、父兄の方もいらっしゃいました。最初は静かだったのですが、私がいろいろ実状的なお話をして、その後に質問の時間を設けました。そうしましたら中学 1 年生は、今のような時代ではないので、いろんなことが出ていないので割と質問は出なかったのですが、中学 3 年生の方からは、結構現実的な質問が出まして、僕ではないのですが、友だちがこうだとか、そういうふうな具体的な話が出ました。そこで消費生活センターも知ってもらえましてし、つなぐこともできたのかなと感じています。今佐藤先生からお話がありましたので、教育だけではなく、実体

験とつなげるために、ぜひ消費生活センターの出前講座、警察との連携もお考えいただいて活用いただけたらいいのではないかなと思いました。

(佐々木会長) ありがとうございます。私からも一言だけ言わせていただきますと、昔は確かに他の委員の方がおっしゃったように、こういう消費者教育というのはそもそもなかった。それだけ今の世の中が複雑になって、そういう勉強をしないと、社会に出てもうまく安全な消費生活ができない世の中になっているのかなと非常に意識した次第です。その中でご発言にもあったと思いますが、通り一遍の説明にとどまらない形で、なるべく実際の生活に近づいた疑似体験のような形でやっていくことが大事なのかな、実感をもった学習でないといけないのかなと感じました。ぜひこういった取り組みをしていただけるとありがたいかなと思いました。

(佐々木会長) 皆さまから様々なご意見をいただきありがとうございます。改めまして、鳩原様、佐藤様、どうもありがとうございました。時間の関係もございますので、これで議題を終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは進行を事務局にお返しいたします。

令和 2年 3月 11日

仙台市消費生活審議会会長 佐々木 伯朗

会議録署名委員 齋藤 浩美

